第4回 官庁施設の被災状況に関する情報収集等効率化検討会

議事概要

■日 時:平成26年12月18日(木)10:00~12:00

■場 所:中央合同庁舎第2号館低層棟1階 国土交通省第1会議室

■出席者:宮村座長、池田委員、濵谷委員、本多委員

(国土交通省大臣官房官庁営繕部) 計画課長、設備・環境課長

■議事概要:

- 事務局から資料説明の後、議論を行った。
- ・委員からの主な意見等は次のとおり。

<情報共有ルールの検討状況>

- 〇震度5強以上の地震を除いた自然災害は、被害があった場合に報告することになっているが、洪水等の大規模災害が発生した場合に備え、国土交通省から各省各庁に報告を求められるよう、ルールに盛り込むべきではないか。
- ○1時間で被災状況を速やかに報告するためには、報告様式のうち施設名や所在地等、予め記入できる内容は記入しておくとともに、訓練等を通して、報告様式への記入や伝達の習熟に努める必要があるのではないか。
- 〇要領の目的に賛同する省庁は被災情報をしっかり伝達すると考えられるため、目的が非常に重要となる。国交省では技術的支援の必要性や優先度等を判断するためにも、各省各庁に被災情報を適切に伝達していただく必要があり、そのことがわかるよう記載すべきではないか。
- ○国土交通省に報告される情報を出来るだけ早く集約・整理した上で、各省各庁にフィードバック し、その情報が、各省各庁の災害応急対策活動に資するようになれば、各省各庁からの協力もより 深まると考えられる。
- ○通信が全て途絶えた場合のことも想定しておく必要がある。
- 〇被災部位の写真は、被災状況を把握する上で非常に有効と考えられるが、データ容量 (2MB) が小さいと考えられる。

<情報収集機能を代替する仕組み等の検討方針>

〇既存のシステムを前提として検討を行うのであれば、セキュリティに配慮したうえで、予め共有 できる情報は共有しておく必要がある。

< 発災時チェックシート改定等の検討状況>

- 〇鉄骨の点検にあたっては、「接合部」の確認は重要であるため追加の可否を検討すべき。
- ○電力や給水等の周辺状況も含めた被害については、把握の要否を再度検討すべき。
- 〇報告様式と「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」の各種様式については、整合 を図る必要がある。